

災害時における相互応援に関する協定書

上越市と大垣市は、災害時における相互応援について、次のとおり協定する。

(趣旨)

第 1 条 この協定は、一方の自治体の地域において、大規模な災害が発生し、被災した自治体が独自に十分な被災者の救援その他の応急措置を実施できない場合に、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 67 条の規定に基づき、相互に応援を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

(連絡担当部署)

第 2 条 両自治体は、あらかじめ応援のための連絡担当部署を定め、災害が発生したときは、速やかに連絡を取り、応援に必要な情報を交換するものとする。

(応援の内容)

第 3 条 応援の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救援、応急復旧等に必要な職員の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供及び被災者の受け入れ
- (6) 前各号に掲げるもののほか、被災した自治体から要請があった事項

(応援の要請手続)

第 4 条 応援を受けようとする自治体は、次に掲げる事項を明らかにし、電話その他の手段により応援を要請し、後日、速やかにその内容を記載した文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況及び要請の理由
- (2) 前条第 1 号から第 3 号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、必要とする物資、資機材等の品名、数量等
- (3) 前条第 4 号に掲げる応援を要請する場合にあっては、必要とする職員の職種別の人数及び応援の期間
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 前各号に掲げるもののほか、応援に必要な事項

(自主的な応援)

第 5 条 両自治体は、被災した一方の自治体から前条の要請（以下「要請」という。）がない場合において、その被害の程度が甚大であると判断され、かつ、被災した自治体と連絡が取れないときは、自主的に応援を行うことができる。

2 前項の応援を行った場合は、要請があったものとみなす。

(経費の負担)

第 6 条 応援に要した費用は、原則として応援を要請した自治体の負担とする。

2 応援を要請した自治体が前項に規定する費用を支弁するいとまがない場合は、応援を

行う自治体は、当該費用を一時的に立て替えて支弁するものとする。

3 前2項の規定により難しい場合は、別途協議するものとする。

(情報の交換)

第7条 両自治体は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要に応じ、相互に情報交換を行うものとする。

(協議)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度、両自治体が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、両自治体の長が署名の上、各1通を保有する。

平成24年8月6日

新潟県上越市木田一丁目1番3号

上越市

上越市長 村 山 秀 幸

岐阜県大垣市丸の内二丁目29番地

大垣市

大垣市長 小 川 敏